

筑西広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例

昭和 45 年 10 月 27 日条例第 4 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(旅費)

第 1 条 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項の規定に基づく職員の旅費に関しては、筑西市職員の旅費に関する条例(平成 17 年筑西市条例第 42 号)の例による。

この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「市規則」とあるのは「組合規則」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 8 月 21 日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。